

改正後	改正前
<p>日本農林規格</p> <p style="text-align: right;">JAS</p> <p style="text-align: right;">0233-1 : <u>2026</u></p> <p>合板－第 1 部：一般要求事項</p> <p>Plywood － Part 1 : General requirements</p>	<p>日本農林規格</p> <p style="text-align: right;">JAS</p> <p style="text-align: right;">0233-1 : <u>2024</u></p> <p>合板－第 1 部：一般要求事項</p> <p>Plywood － Part 1 : General requirements</p>
<p>1～5 （略）</p> <p>6 表示</p> <p>6.1 普通合板の表示事項</p> <p>次による。</p> <p>a) 次の事項を一括して表示しなければならない。</p> <p>1)～5) （略）</p> <p>6) <u>製造業者、販売業者又は輸入業者（以下“製造業者等”という。）の氏名又は名称</u></p> <p>b)～d) （略）</p> <p>6.2 普通合板の表示の方法</p> <p>次による。</p> <p>a) 6.1 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。</p> <p>1)～5) （略）</p> <p>6) 製造業者等の氏名又は名称 <u>製造業者にあつては製造業者の氏名又は名称を、販売業者にあつては販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし、輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。</u></p> <p>b)～d) （略）</p> <p>e) 6.1の表示は、A.1.1によって、各個又は各こりの見やすい箇所に明瞭にしなければならない。ただし、台板用のもので各個の表示が困難なものにあつては、各こり<u>の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。なお、格付の表示として記載されている事項については省略してよい。</u></p> <p>6.3 コンクリート型枠用合板の表示事項</p> <p>次による。</p> <p>a) 次の事項を一括して表示しなければならない。</p> <p>1)～3) （略）</p> <p>4) <u>製造業者等の氏名又は名称</u></p> <p>b)～f) （略）</p> <p>6.4 コンクリート型枠用合板の表示の方法</p> <p>次による。</p> <p>a) 6.3 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。</p>	<p>1～5 (略)</p> <p>6 表示</p> <p>6.1 普通合板の表示事項</p> <p>次による。</p> <p>a) 次の事項を一括して表示しなければならない。</p> <p>1)～5) （略）</p> <p>6) <u>製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称</u></p> <p>b)～d) （略）</p> <p>6.2 普通合板の表示の方法</p> <p>次による。</p> <p>a) 6.1 a) 1)～5)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。</p> <p>1)～5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>b)～d) (略)</p> <p>e) 6.1の表示は、A.1.1によって、各個又は各こり<u>ごと</u>に見やすい箇所にしなければならない。ただし、台板用のもので各個<u>ごと</u>の表示が困難なものにあつては、各こり<u>ごと</u>に見やすい箇所に明瞭にしなければならない。</p> <p>6.3 コンクリート型枠用合板の表示事項</p> <p>次による。</p> <p>a) 次の事項を一括して表示しなければならない。</p> <p>1)～3) (略)</p> <p>4) <u>製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称</u></p> <p>b)～f) (略)</p> <p>6.4 コンクリート型枠用合板の表示の方法</p> <p>次による。</p> <p>a) 6.3 a) 1)～3)及びb)～f)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。</p>

1)～3) (略)

4) 製造業者等の氏名又は名称 製造業者にあつては製造業者の氏名又は名称を、販売業者にあつては販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし、輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

b)～f) (略)

g) 6.3の表示は、A.1.2によって、各個の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。なお、格付の表示として記載されている事項については省略してよい。

6.5 構造用合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～5) (略)

6) 製造業者等の氏名又は名称

b)～h) (略)

6.6 構造用合板の表示の方法

次による。

a) 6.5 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～5) (略)

6) 製造業者等の氏名又は名称 製造業者にあつては製造業者の氏名又は名称を、販売業者にあつては販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし、輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

b)～h) (略)

i) 6.5の表示は、A.1.3によって、各個の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。なお、格付の表示として記載されている事項については省略してよい。

6.7 化粧ばり構造用合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～4) (略)

5) 製造業者等の氏名又は名称

b)～d) (略)

6.8 化粧ばり構造用合板の表示の方法

次による。

a) 6.7 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～4) (略)

(削る。)

(削る。)

1)～3) (略)

(新設)

b)～f) (略)

g) 6.3の表示は、A.1.2によって、各個ごとに見やすい箇所にしなければならない。

6.5 構造用合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～5) (略)

6) 製造業者又は販売業者(輸入品にあつては、輸入業者)の氏名又は名称

b)～h) (略)

6.6 構造用合板の表示の方法

次による。

a) 6.5 a) 1)～5)及び6.5 b)～h)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～5) (略)

(新設)

b)～h) (略)

i) 6.5の表示は、A.1.3によって、各個ごとに見やすい箇所にしなければならない。

6.7 化粧ばり構造用合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～4) (略)

5) 製造業者又は販売業者(輸入品にあつては、輸入業者)の氏名又は名称

b)～d) (略)

6.8 化粧ばり構造用合板の表示の方法

次による。

a) 6.7 a) 1)～4)及び6.7 b)～d)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～4) (略)

5) 防虫剤 6.2 b)と同じ。

6) 単板の樹種名

6.1) 化粧単板の樹種名を表示する場合にあつては、化粧単板の樹種名を最も一般的な名称で記載する。この場合、当該樹種名が化粧単板の樹種名であることが明確に分かるように記載する。

6.2) 化粧単板以外に使用した単板の樹種名を表示する場合にあつては、単板の樹種名を最も一般的

5) 製造業者等の氏名又は名称 製造業者にあつては製造業者の氏名又は名称を、販売業者にあつては販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし、輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

b) 6.7 b)によって、防虫剤の種類を表示する場合には、6.2 b)と同じ。

c) 6.7 c)によって、単板の樹種名を表示する場合には、次による。

1) 化粧単板の樹種名を表示する場合にあつては、化粧単板の樹種名を最も一般的な名称で記載する。この場合、当該樹種名が化粧単板の樹種名であることが明確に分かるように記載する。

2) 化粧単板以外に使用した単板の樹種名を表示する場合にあつては、単板の樹種名を最も一般的な名称で記載する。この場合、当該樹種名が化粧単板以外に使用した単板の樹種名であることが明確に分かるように記載する。また、複数の樹種の単板を使用した場合には、その使用量の多いものから順に記載する。

d) (略)

e) 6.7 の表示は、A.1.4 によって、各個の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。なお、格付の表示として記載されている事項については省略してよい。

6.9 天然木化粧合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～4) (略)

5) 製造業者等の氏名又は名称

b)～g) (略)

6.10 天然木化粧合板の表示の方法

次による。

a) 6.9 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～4) (略)

5) 製造業者等の氏名又は名称 製造業者にあつては製造業者の氏名又は名称を、販売業者にあつては販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし、輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

b)～f) (略)

g) 6.9 の表示は、A.1.5 によって、各個又は各こりの見やすい箇所に明瞭にしなければならない。なお、格付の表示として記載されている事項については省略してよい。

6.11 特殊加工化粧合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～5) (略)

6) 製造業者等の氏名又は名称

b)～f) (略)

な名称で記載する。この場合、当該樹種名が化粧単板以外に使用した単板の樹種名であることが明確に分かるように記載する。また、複数の樹種の単板を使用した場合には、その使用量の多いものから順に記載する。

(新設)

(新設)

(新設)

b) (略)

c) 6.7 の表示は、A.1.4 によって、各個ごとに見やすい箇所にしなければならない。

6.9 天然木化粧合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～4) (略)

5) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称

b)～g) (略)

6.10 天然木化粧合板の表示の方法

次による。

a) 6.9 a) 1)～4)及び6.9 b)～f)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～4) (略)

(新設)

b)～f) (略)

g) 6.9 の表示は、A.1.5 によって、各個又は各こりごとに見やすい箇所にしなければならない。

6.11 特殊加工化粧合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～5) (略)

6) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称

b)～f) (略)

6.12 特殊加工化粧合板の表示の方法

次による。

a) 6.11 a) に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～5) (略)

g) 製造業者等の氏名又は名称 製造業者にあつては製造業者の氏名又は名称を、販売業者にあつては販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし、輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

b)～e) (略)

f) 6.11 の表示は、A.1.6 によって、各個又は各こりの見やすい箇所に明瞭にしなければならない。なお、格付の表示として記載されている事項については省略してよい。

6.13 (略)

6.12 特殊加工化粧合板の表示の方法

次による。

a) 6.11 a) 1)～5)及び6.11 b)～e)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～5) (略)

(新設)

b)～e) (略)

f) 6.11 の表示は、A.1.6 によって、各個又は各こりごとに見やすい箇所にしなければならない。

6.13 (略)

附属書 A
(規定)
合板の表示様式

A.1 表示様式

箇条 6 に規定する事項の表示様式を次に示す。なお、この様式は、縦書きとしてもよい。

A.1.1 普通合板の表示様式

品	名
寸	法
接 着 の 程 度	
板 面 の 品 質	
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)}	
防 虫 剤 ^{b)}	
樹 種 名 ^{c)}	
使用接着剤の種類 ^{d)}	
製造業者等 ^{e)}	

注 a)～注 d) (略)

注 e) 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

図 A.1－普通合板の表示の様式

A.1.2 コンクリート型枠用合板の表示の様式

品	名
寸	法
板 面 の 品 質	
使 用 方 向	
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)}	

附属書 A
(規定)
合板の表示様式

A.1 表示様式

箇条 6 に規定する事項の表示様式を次に示す。なお、この様式は、縦書きとしてもよい。

A.1.1 普通合板の表示様式

品名
寸法
接着の程度
板面の品質
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)}
防虫剤 ^{b)}
樹種名 ^{c)}
使用接着剤の種類 ^{d)}
製造業者 ^{e)}

注 a)～注 d) (略)

注 e) 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中“製造業者”を“販売業者”と、輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

図 A.1－普通合板の表示の様式

A.1.2 コンクリート型枠用合板の表示の様式

品名
寸法
板面の品質
使用方向
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)}

樹 種 名^{b)}
使用接着剤等の種類^{c)}
製造業者等^{d)}

注^{a)}・注^{b)} (略)

注^{c)} ホルムアルデヒド放散量を表示するものにあつては、この様式中“使用接着剤等の種類”を省略する。

注^{d)} 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

図 A.2-コンクリート型枠用合板の表示の様式

A.1.3 構造用合板の表示の様式

品 名
寸 法
接 着 の 程 度
等 級
板 面 の 品 質
曲 げ 性 能^{a)}
有効断面係数比^{b)}
ホルムアルデヒド放散量^{c)}
防 虫 剤^{d)}
性能区分及び処理方法^{e)}
木 材 保 存 剤^{e)}
樹 種 名^{f)}
使用接着剤の種類^{g)}
製造業者等^{h)}

注^{a)}～注^{g)} (略)

注^{h)} 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

図 A.3-構造用合板の表示の様式

A.1.4 化粧ばり構造用合板の表示の様式

品 名
寸 法
接 着 の 程 度
ホルムアルデヒド放散量^{a)}
防 虫 剤^{b)}
樹 種 名^{c)}
使用接着剤の種類^{d)}
製造業者等^{e)}

樹種名^{b)}
使用接着剤等の種類^{c)}
製造業者^{d)}

注^{a)}・注^{b)} (略)

注^{c)} ホルムアルデヒド放散量を表示するものにあつては、この様式中“使用接着剤の種類”を省略する。

注^{d)} 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中“製造業者”を“販売業者”と、輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

図 A.2-コンクリート型枠用合板の表示の様式

A.1.3 構造用合板の表示の様式

品名
寸法
接着の程度
等級
板面の品質
曲げ性能^{a)}
有効断面係数比^{b)}
ホルムアルデヒド放散量^{c)}
防虫剤^{d)}
性能区分及び処理方法^{e)}
木材保存剤^{e)}
樹種名^{f)}
使用接着剤の種類^{g)}
製造業者^{h)}

注^{a)}～注^{g)} (略)

注^{h)} 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中“製造業者”を“販売業者”と、輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

図 A.3-構造用合板の表示の様式

A.1.4 化粧ばり構造用合板の表示の様式

品名
寸法
接着の程度
ホルムアルデヒド放散量^{a)}
防虫剤^{b)}
樹種名^{c)}
使用接着剤の種類^{d)}
製造業者^{e)}

注^{a)}～注^{d)} (略)

注^{e)} 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

図 A.4－化粧ばり構造用合板の表示の様式

A.1.5 天然木化粧合板の表示の様式

品名
寸法
接着の程度
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)}
防虫剤 ^{b)}
側面加工 ^{c)}
樹種名 ^{d)}
使用接着剤等の種類 ^{e)}
製造業者等 ^{f)}

注^{a)}～注^{d)} (略)

注^{e)} ホルムアルデヒド放散量を表示するものにあつては、この様式中“使用接着剤等の種類”を省略する。

注^{f)} 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

図 A.5－天然木化粧合板の表示の様式

A.1.6 特殊加工化粧合板の表示の様式

品名
寸法
接着の程度
表面性能
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)}
防虫剤 ^{b)}
側面加工 ^{c)}
樹種名 ^{d)}
使用接着剤等の種類 ^{e)}
製造業者等 ^{f)}

注^{a)}～注^{d)} (略)

注^{e)} ホルムアルデヒド放散量を表示するものにあつては、この様式中“使用接着剤等の種類”を省略する。

注^{f)} 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

図 A.6－特殊加工化粧合板の表示の様式

注^{a)}～注^{d)} (略)

注^{e)} 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中“製造業者”を“販売業者”と、輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

図 A.4－化粧ばり構造用合板の表示の様式

A.1.5 天然木化粧合板の表示の様式

品名
寸法
接着の程度
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)}
防虫剤 ^{b)}
側面加工 ^{c)}
樹種名 ^{d)}
使用接着剤等の種類 ^{e)}
製造業者 ^{f)}

注^{a)}～注^{d)} (略)

注^{e)} ホルムアルデヒド放散量を表示するものにあつては、この様式中“使用接着剤の種類”を省略する。

注^{f)} 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中“製造業者”を“販売業者”と、輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

図 A.5－天然木化粧合板の表示の様式

A.1.6 特殊加工化粧合板の表示の様式

品名
寸法
接着の程度
表面性能
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)}
防虫剤 ^{b)}
側面加工 ^{c)}
樹種名 ^{d)}
使用接着剤等の種類 ^{e)}
製造業者 ^{f)}

注^{a)}～注^{d)} (略)

注^{e)} ホルムアルデヒド放散量を表示するものにあつては、この様式中“使用接着剤の種類”を省略する。

注^{f)} 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中“製造業者”を“販売業者”と、輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

図 A.6－特殊加工化粧合板の表示の様式

附属書 B・C (略)	附属書 B・C (略)
日本農林規格 合板—第 2 部：試験方法 (略)	日本農林規格 合板—第 2 部：試験方法 (略)
JAS 0233-2 : <u>2026</u>	JAS 0233-2 : <u>2024</u>